

安全保障法制施行後の適用・運用に反対する会長声明

2016年（平成28年）3月29日

兵庫県弁護士会
会長 幸 寺 覚

第1 声明の趣旨

安全保障法制の施行に対して抗議するとともに、あらためて安全保障法制のすみやかなる廃止を求める。

第2 声明の理由

1 昨年9月30日に公布された平和安全整備法及び国際平和支援法(以下「安全保障法制」という。)が本日、施行された。

しかしながら、安全保障法制は、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会が憲法9条に違反すると述べてきたのみならず、大多数の学者や元内閣法制局長官、元最高裁判所長官などが憲法違反ないしその疑いがあると指摘するところである。

憲法は国の最高法規であり、憲法に反する法律は、その効力を有しないのであるから（憲法98条1項）、当会は、安全保障法制施行後の適用・運用に反対する。

2 もとより安全保障法制は、現に戦闘が行われていない地域であれば、国が、自衛隊員に対し、他国の軍隊などに、弾薬などの提供（いわゆる後方支援（兵站）活動）を命じることや、PKO等で派遣された自衛隊員に対し、PKO等の活動を行う国内外の職員や外国の部隊のために、威嚇射撃などの武器使用（いわゆるかけつけ警護）を命じることとも可能とされているため、自衛隊員の生命・身体の危険を高める内容となっている。

仮に内閣が安全保障法制に基づき、自衛隊を海外に派遣した結果、自衛隊員の生命・身体に被害が及べば、憲法違反の無効な処分によって国民の生命・身体に対する重大な人権侵害となり、影響は甚大である。

3 したがって、当会としては、安全保障法制の施行に対し抗議するとともに、あらためて安全保障法制のすみやかなる廃止を求めるものである。

以 上